

(関係条文)

令 19 条・県条例 17 条の 2

**売春防止法【婦人保護施設\*2】****医療法【助産所\*2】****障害者自立支援法【障害者支援施設\*1(主として障害の重い者を入所させる施設に限る)、\*2】****【地域活動支援センター\*2】****【福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援を行う事業に限る)の用に供する施設\*2】**

【上記に加え、消防法施行規則の一部を改正する省令(平成18年総務省令第116号)附則第2条により、障害者自立支援法(平成17年法律第283号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(平成24年3月31日までの日で政令で定める日)の前日までの間の経過措置として、平成21年3月31日時点において消防法施行規則第13条2項の対象となるもの、として以下の下線部分については\*1】

障害者自立支援法附則第41条第1項若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設(同法施行規則35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更正施設(肢体不自由者厚生施設(主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。))、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設又は内部障害者更生施設(主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。))に限る。)、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設(主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。))に限る。))及び障害者自立支援法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設(同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設(通所施設を除く。))、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(通所施設を除く。))及び同法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮に限る。))

注 \*1 : 兵庫県建築基準条例第17条の2「老人福祉施設等」に該当(通所施設を除く。)

\*2 : 建築基準法施行令第19条「児童福祉施設等」に該当

備考

西宮市建築基準法取扱い基準  
2010.04.01